

はーもにっん

第23号

特集

男女平等に関する 市民意識調査の結果は??



社会の中で、男女の地位は 平等だと思いますか？

	女 性		男 性 (%)	
	今回(R1)	全国(R1)	今回(R1)	全国(R1)
男性優遇	82.8	77.5	72.2	70.2
平等	4.6	18.4	14.1	24.5
女性優遇	2.3	1.9	6.9	4.3
わからない	6.0	2.1	3.7	1.0

※男性優遇：「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計
※女性優遇：「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の計

令和元年10～11月に、本市男女平等に関する市民意識調査を行いました。

この調査は、市内にお住まいの皆様の、男女間の意識による偏りや格差・差別の現状、その要因や現状が生み出す影響について実態を把握し、令和2年度に策定する第3次日進市男女平等推進プランに反映させるための基礎資料とする目的で実施しました。2,500名に郵送し、そのうち1,098名からご回答をいただくことができました。ご協力ありがとうございました。

調査報告書は本市ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。今回は、その中から抜粋して、結果をご紹介します。

ページタイトル：「男女平等に関する市民意識調査を行いました」

<http://www.city.nisshin.lg.jp/departament/seikatu/kyoudou/3/12/siryu/3387.html>

あなたは
どう思
いますか？

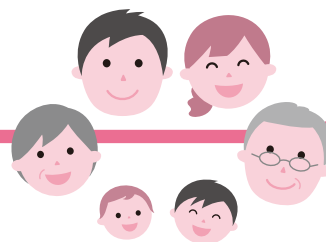


令和元年度 日進市男女平等に関する市民意識調査

調査期間 令和元年 10～11月（郵送による配布・回収）

対象 令和元年 10月現在に市内にお住まいの満 20 歳以上の方から無作為抽出
女性 1,250 名、男性 1,250 名 合計 2,500 名

回収 1,098 名 / 2,500 名 回収率 43.9%



Q 夫は外で働き、妻は家庭を守るべき？

	女性		男性 (%)	
	今回(R1)	前回(H26)	今回(R1)	前回(H26)
賛成	35.6	47.2	44.0	60.4
反対	49.0	36.2	38.3	25.9
わからない	12.6	14.6	16.4	11.5

5年間で、ずいぶん意識が変わりました。
女性は、反対意見が賛成意見を上回りました。

※賛成：「賛成」「どちらかといえば賛成」の計

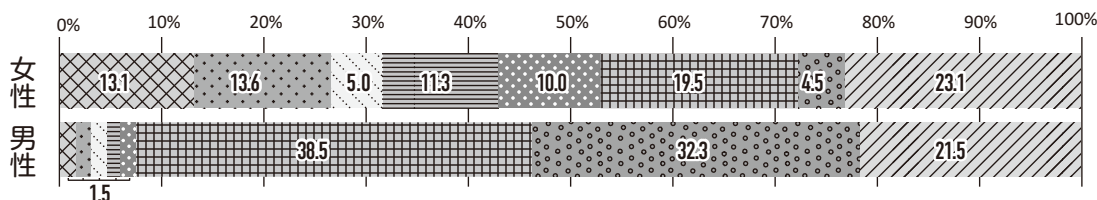
※反対：「反対」「どちらかといえば反対」の計

Q 女性が就業することについて、どう思いますか？

	女性		男性 (%)	
	今回(R1)	全国(R1)	今回(R1)	全国(R1)
結婚・出産にかかわらずずっと就業するのがよい	46.3	63.7	40.7	58.0
出産したら退職し、再就職するのがよい	39.0	19.7	41.7	21.1

女性の約4割が、働き続けたかったけど働けなかった経験あり。

Q 働き続けたかったけれど働くことができなかった理由は？



女性の働けない理由はさまざま。

■就職や家事分担に対する配偶者・パートナーや家族の理解と協力が得られなかった

■育児で預けられる施設（託児所や保育園）やサービスが不十分だった

■育児で配偶者・パートナーや家族の理解と協力が得られなかった

■家族の介護や看護の必要があった

■離婚や育児に対する会社の理解や制度が不足していた

■健康上の問題 ■リストラ・定年 ■その他

男性の理由は「健康上の問題」と「リストラ・定年」で約7割。

Q

「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方についてどう思いますか？

	女 性		男 性	
	今回(R1)	前回(H26)	今回(R1)	前回(H26)
男の子、女の子と区別せず育てた方がよい	44.1	34.2	30.5	22.5
男の子は男らしく、女の子は女らしく育てた方がよい	18.9	25.5	35.0	47.7
どちらともいえない	33.9	38.9	32.7	26.6

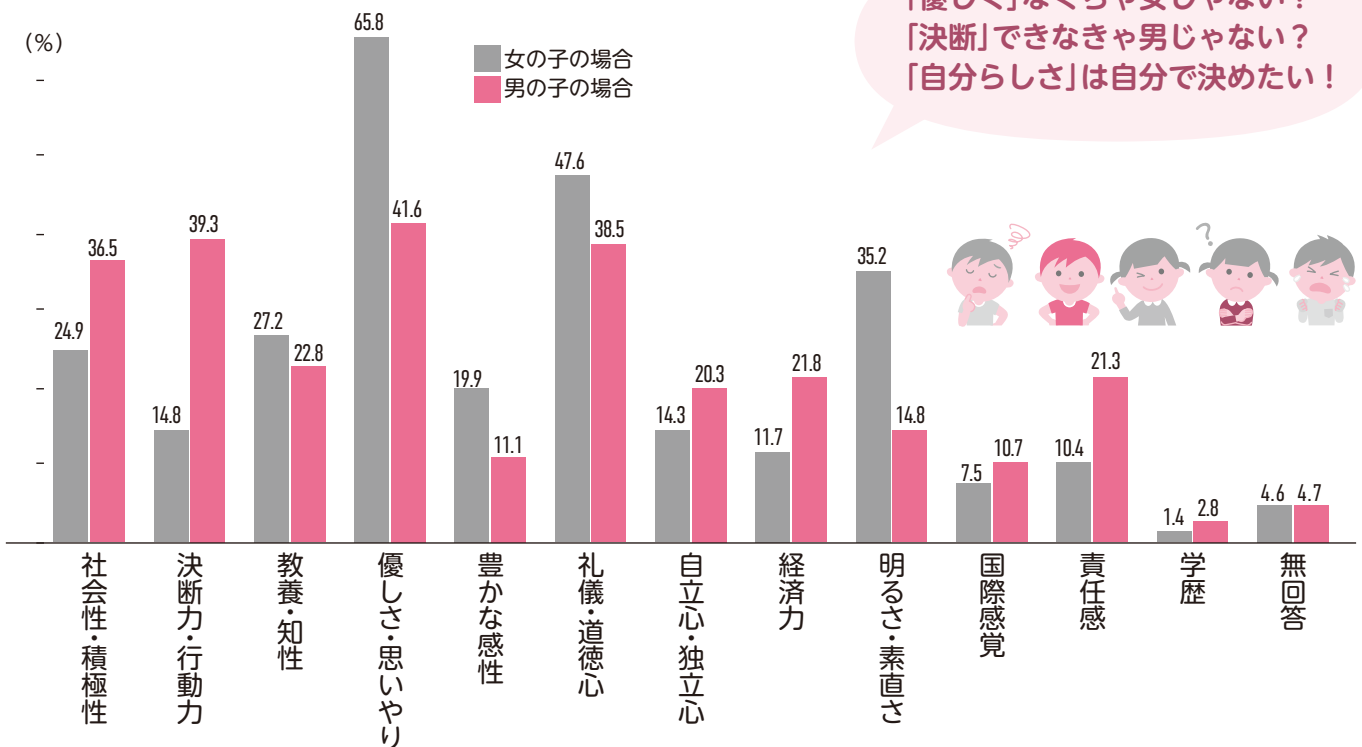
女の子らしく？
男の子らしく？
それとも、
自分らしく？



Q

これからの子どもにどのようなことを身につけてほしいと思いますか？

女の子の場合と男の子の場合とで、それぞれ3つまで選んでください。男女が同じ回答でも構いません。



以上は結果の抜粋です。報告書（本編・概要版）は、市ホームページをご覧ください。

この結果を踏まえ、第3次日進市男女平等推進プランを策定します。

比較に利用した調査名

前回：日進市「男女平等に関する市民意識調査」平成26年度実施
 全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」令和元年度実施



ひとりで悩まず相談してください

DV(ドメスティック・バイオレンス)は夫婦やパートナーなど親しい人との間に生じる暴力のことです。「殴る・蹴る」等の身体的暴力、「怒鳴る」等の精神的暴力、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「友人や親族に連絡をさせない」等の社会的暴力、「性行為を強要する」等の性的暴力、子どもを巻き添えにした暴力等、さまざまな形があります。家庭等の閉じられた関係性・空間の中で起こるため、相談しにくい状況があります。

実施機関	事業名	電話番号	相談開設日時等
日進市	DV・性暴力被害相談 女性悩みごと相談	0561-75-2727 0561-73-3859 (いずれも予約専用)	毎週木曜日 10:00～15:20 詳細は市広報に掲載
	家庭児童相談室	0561-73-1402	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
愛知県女性相談センター	女性悩みごと電話相談	052-962-2527	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	弁護士によるDV専門電話相談	052-962-2528	毎週月曜日 14:00～15:30 (祝日・年末年始を除く)
内閣府	DV相談ナビ	0570-0-55210 (一部のIP電話からは つながりません。)	最寄りの相談機関に自動転送 されます。

「日進市男女平等推進苦情処理制度」を知っていますか？

どのようなことを申し出ることができますか？

市が実施する男女平等の推進に関する施策、または、その推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を申し出ることができます。

誰でも申し出ることができますか？

市内に在住、在勤、在学の方及び市内の事業者・教育関係者等が申し出ることができます。

申し出についてはどのような対応をされますか？

日進市男女平等推進苦情処理委員が調査をし、市長へ報告します。市長は施策の見直し等を行い、対応結果を申出人にお知らせします。(ただし、判決や法令の規定に基づいているものなど、一部については対象になりません。)

申出の方法は？

苦情申出書に必要事項を記載のうえ、申し出てください。詳しくは、市ホームページ及び下記までお問合せください。

【申し出及び問合せ先】 **市民協働課 共生共同係 TEL 0561-73-3194**

日進市人権・男女共同参画情報誌 は一もにっしん

人権・男女共同参画に関することで、知りたい情報等ございましたら、お気軽にお寄せください。

【編集・発行・問合せ先】 日進市生活安全部市民協働課共同共生係

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地 TEL 0561-73-3194 FAX 0561-72-4603

【ロゴデザイン】 **A+**



発行/令和2年4月